道内の高病原性鳥インフルエンザ疫学関連農場における疑似患畜の殺処分等について

北海道農政部生産振興局畜産振興課

１　経　　過

○　令和３年１月２０日午後３時、農林水産省から道に対し、「千葉県のアイガモ農場において鳥インフルエンザの簡易検査が陽性となり、１月１８日に当該農場からひなが赤平市のアイガモ農場（以下、「Ａ農場」）に出荷されていたことから、防疫指針に基づき疫学関連農場として高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜になる可能性があるため、防疫作業の準備を進めること」との指示があり、防疫準備開始。

○　１月２１日午前１時に農林水産省が、「千葉県のアイガモ農場において本病の疑似患畜（今シーズン国内３７例目）が確認され、あわせて、当該農場からＡ農場を含む６道府県９カ所の疫学関連農場に移動した家きん（遡って１週間以内に移動したもの）を疑似患畜と判定した」と公表。

道においても、同時に報道機関に公表するとともに、Ａ農場の疑似患畜について家畜伝染病予防法第１６条に基づく殺処分を開始。同日、Ａ農場の防疫措置を完了。

２　Ａ農場の防疫措置

（１）農場概要

所在地　　赤平市

※半径３ｋｍ以内に家きん飼養農場なし。

飼養状況　アイガモ　約４，０００羽（６００～７００羽×６棟）

※１月１９日に到着したひな約６００羽は、６号舎で単独飼養。
国からの一報後、直ちにＡ農場に移動自粛を指示。また、空知家保職員の立入検査により、異状がないことを確認。

（２）殺処分対象

千葉県の発生農場から導入した <u>アイガモのひな　６３７羽</u>（１９日到着分）

（３）防疫措置等の進捗状況

日付	時間	状況
１月21日	１：00	・千葉県のアイガモ飼養農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認 ・当該農場から１月１８日に出荷され、１９日にＡ農場に到着したアイガモのひな６３７羽が疑似患畜に決定 ・殺処分開始
	１：44	・殺処分完了（６３７羽） ・飼養場所の清掃開始
	２：45	・飼養場所の清掃完了 ・飼養場所の消毒開始
	３：50	・飼養場所の消毒完了、死体及び汚染物品の密閉確認完了 →<u>防疫措置完了</u> ・死体及び物品の搬出開始
	４：40	・死体及び汚染物品の搬出完了
	５：40	・死体及び汚染物品の焼却開始
	17：15	・死体及び汚染物品の焼却完了

３　今後の対応

○　Ａ農場については、１月２１日より家畜伝染病予防法第３２条に基づき家きん等の移動を禁止するとともに、同法第５２条に基づき毎日の死亡羽数等を空知家保に報告。

○　特に問題がなかった場合には、２月５日に家畜防疫員による臨床検査、簡易検査及び血清検査を実施し、陰性を確認後、国と協議のうえ移動の禁止を解除予定。